

懲罰規程

第1条（目的）

本規程は、一般社団法人日本フライングディスク協会（以下「当協会」という。）の会員、役員、その他の関係者（以下「協会関係者」という。）及び登録又は加盟する団体（登録チーム、都道府県フライングディスク協会等。以下「登録団体等」という。）に対して当協会が科す懲罰及びその運用に関し必要な事項について定める。

第2条（適用）

- 1 当協会は、競技関係者及び登録団体等が当協会の定款又はこれに付随する諸規程（以下「規程等」という。）に違反した場合は、本規程の定めるところにより、懲罰を科すことができる。
- 2 当協会の職員に対する懲罰に関し必要な事項については、理事会が別に定める。

第3条（違反行為）

懲罰の対象となる行為（以下「違反行為」という。）は、以下の各号に掲げるとおりとする。

- (1) パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、暴力行為等に該当する行為
- (2) 競技会等の円滑な運営を妨害する行為
- (3) 補助金、償還金等の不正な受給、使用、その他不正経理に関与する行為
- (4) 反社会的勢力と関係を有すること
- (5) 法令や当協会の規程等に違反する行為
- (6) 当協会の名誉を毀損させる行為
- (7) 職務に関して不正な利益を供与し、申込み、要求し又は約束する行為
- (8) 方法の如何、直接か間接かを問わず、競技結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為に関与する行為
- (9) 正当な理由なく、当協会の指示命令に従わない行為
- (10) 上記各号に準ずる行為

第4条（懲罰の種類）

- 1 懲罰の種類は、以下の各号に掲げるとおりとする。ただし、会員の除名及び役員の解任については、当協会定款の定めるところによるものとする。
 - (1) 注意
 - (2) 戒告
 - (3) 当協会が主催する競技会等への出場の一時的停止
 - (4) 会員の除名
 - (5) 役員の解任
 - (6) 専門委員、その他当協会が任命、委嘱する役職の解任

- (7) 認定資格のはく奪
- 2 違反行為を行った者を監督すべき立場にある者で監督を怠ったと認められる者も、懲罰の対象とする。
 - 3 懲罰の種類及び処分内容は、以下の各号に掲げる事情を考慮して決定する。
 - (1) 違反行為の動機、態様及び結果
 - (2) 故意又は過失の度合い
 - (3) 違反行為を行った者の職責、被害者との関係
 - (4) 違反行為が他の会員や社会に与える影響
 - (5) 過去の違反行為の有無
 - (6) 違反行為の加重要因（動機や態様の悪質性、内外に及ぼす影響、懲罰歴、行為の加重性）
 - (7) 違反行為の軽減要因（自主的申出、その他情状酌量事由）

第5条（公正の保持等）

- 1 懲罰に関する決定は、公正かつ適正に行わなければならない。
- 2 懲罰に関する決定は、第8条に定める懲罰審査会において行う。

第6条（刑事裁判等との関係）

懲罰の対象となる違反行為について、その対象者が刑事裁判その他の当協会以外から懲罰を受けたとき又は受けようとするときであっても、当協会は当該行為者に対して懲罰を科すことができる。

第7条（損害賠償）

違反行為を行った者が違反行為によって当協会に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならず、懲罰を受けたことによって損害の賠償責任を免れることはない。

第8条（懲罰審査会）

- 1 懲罰審査会は、理事会をもって充て、議長は会長が務める。ただし、処分対象者が当協会の理事である場合、懲罰審査会は当該理事を除く他の理事によって組織される。
- 2 懲罰審査会は、第4条の規定に基づき、懲罰の有無及び懲罰を科す必要がある場合にはその処分内容の決定を行う。
- 3 懲罰審査会は、前項の決定に際して処分対象者の意見を聴取する機会を設けなければならない。
- 4 懲罰審査会は、前々項の決定に際して法律に精通した外部の専門家の意見を仰ぎ、その中立性を確保しなければならない。
- 5 懲罰審査会は、議長が必要と認めた場合、開催することができる。

第9条（処分内容の通知）

- 1 会長は、前条により懲罰を科すことを決定したときは、その処分内容について対象者に速やかに通知するとともに、競技関係者及び登録団体等に周知するための適切な手段を講ずる。
- 2 会長は、対象者に処分内容を知照する際に、併せてフライングディスク競技者規程第6条に定める公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁の活用が可能である旨とその方法及び手続の期限等を通知する。

第10条（機密の保持）

懲罰審査会に参与した者は、職務上知り得た秘密を正当な事由なく他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第11条（補則）

- 1 本規程に定めるもののほか、本規程の施行に関し必要な事項については、理事会が別に定める。
- 2 本規程を改廃する場合は、理事会の承認を得て行うものとする。

附則（平成27年6月27日）

本規程は、平成27年6月27日より施行する。

附則（2021年4月1日）

本規程は、2021年4月1日より施行する。

附則（2022年3月28日）

本規程は、2022年4月1日より施行する。

附則（2022年8月26日）

本規程は、2022年5月8日より施行する。

附則（2022年11月18日）

本規程は、2022年11月18日より施行する。

附則（2023年4月13日）

本規程は、2023年4月13日より施行する。